



平成19年12月25日

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止処分について

問合先 自動車運送事業安全監理室
担 当 佐々木、宮崎
電 話 092 - 472 - 2529

下記のとおり、一般貨物自動車運送事業者に対する貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第33条の規定に基づく事業停止処分等を発出しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分又は命令の年月日
平成19年12月25日
2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置
事業者の名称：株式会社 田島運送
主たる事務所の位置：福岡県八女郡立花町大字兼松1648-2
3. 当該行政処分に係る営業所の名称及び位置
営業所の名称：朝倉営業所
営業所の位置：福岡県朝倉郡筑前町三並925-1
4. 行政処分又は命令の内容
当該事業者の朝倉営業所を平成19年12月28日から7日間の事業停止及び185日車の輸送施設（事業用自動車）の使用停止（37日×5両）
日車とは停止する日数×停止する車両数
5. 主な違反条項
法第17条第1項 他10件
6. 監査の端緒及び違反行為の概要
平成18年9月22日、朝倉営業所の所属運転手が速度抑制装置を改造して、速度違反を敢行し、運行管理者が同違反を容認したとして、兵庫県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知があったため、監査を実施したところ、次の違反が判明したものの。

運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通大臣告示の遵守が不適切であった。(法第17条第1項・安規第3条第4項)

点呼の実施が不適切であった。

(法第17条第3項・安規第7条第1項～第3項)

点呼の記録が不適切であった。

(法第17条第3項 安規第7条第4項)

点呼の記録の保存が不適切であった。

(法第17条第3項 安規第7条第4項)

乗務等の記録の記載事項等に不備があった。

(法第17条第3項 安規第8条第1項)

運行指示書の記載事項等に不備があった。

(法第17条第3項 安規第9条の3)

運転者台帳の記載事項等に不備があった。

(法第17条第3項 安規第9条の4)

乗務員に対する指導監督が適切に行われていない。

(法第17条第3項 安規第10条第1項)

特定の運転者(初任運転者)に対する特別な指導が不適切であった。

(法第17条第3項 安規第10条第2項)

特定の運転者(初任運転者)に適性診断を受診させてい

(法第17条第3項 安規第10条第2項)

速度抑制装置の不正改造を行っていた。

(法第17条第3項 安規第13条第1号 道路運送車両法第41条)

本件は、事業者の運行管理者が、所属運転手の速度違反を容認したとして、兵庫県公安委員会から道路交通法第108条の34の規定に基づく通知があったため、運転者に対する指導及び監督が不適切として事業停止7日間の処分を加算。

7. 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び管轄区域に係る累積違反点数

この行政処分により当該営業所に付された違反点数及び九州運輸局管内における累積違反点数はです。

違反点数 19点 九州運輸局管内の累積違反点数 19点